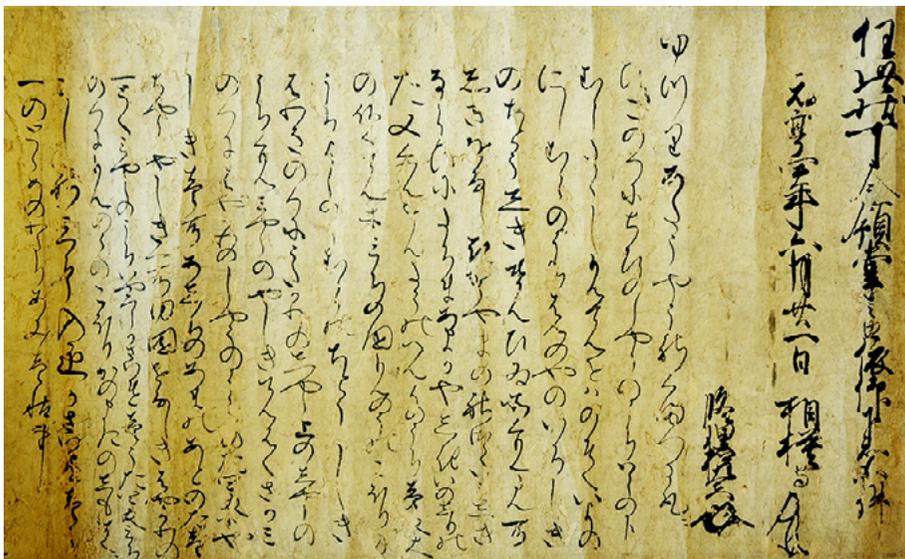


中世

第6章 武家政権の成立 2. 武士の社会 (1) 武士の生活

女性の地頭 — 鎌倉時代のジェンダー —



元亨4年(1324)尼いくわん譲状(部分)『山内首藤家文書』★

解説

中世は武士の時代と言われる。武士の時代は男性が多く登場するが、この時代の女性の地位はどうだったのだろうか？

■鎌倉時代の女性は御家人や地頭になれた？

鎌倉時代の武士の家は、一族の代表である惣領そうりょうがそれ以外の子や兄弟をまとめ、所領や財産などを分割して相続していた。これを分割相続そうぞくと言う。武士の家では女性に対しても財産や所領が譲られたので、それを鎌倉殿に認めてもらい、御家人や地頭じとうになる女性もあった。また養子を取ることも認められていた。

■尼いくわんの譲状

この資料は1324(元亨4)年に「尼いくわん」という女性が、養子である熊鶴丸に領地や地頭職を譲り与えたことを示す文書で譲状ゆずりじょうと言われる。女性の書状に多く見られるように平仮名で記されている。



「尼いくわん」は山内首藤時業やまのうち す じょうときなりの娘で、伯耆国宇多河庄などを父から譲られていた。宇多河庄は現在の米子市淀江町の周辺にあった荘園である。この譲状からは女性が所領や地頭職を与えられていることや養子を取っていたことがわかる。

■分割相続から単独相続へ

しかし分割相続は所領の細分化を招き、鎌倉時代の後半になると武士の家では所領を確保するため、次の惣領が全ての所領を相続する単独相続たんどくそうぞくが行われるようになった。その中で女性の相続分が削られたり、女性が亡くなると惣領に返す「一期分いちごぶん」が行われ、女性の地位は少しずつ低下していくのである。

(担当：岡村吉彦)

【意訳】
養子である熊鶴丸に以下の所領を譲り与える
備後国の地毗庄のうち、原の下村、ただし毘沙門天を除く、伊予国の西村の半矢一色(不明)の地頭職、(中略)
伯耆国の宇多河庄のうち、公文名の屋敷と田畑、相模国の早河庄のうち、田四反小と屋敷一箇所(以下略)

【読み下し文】
ゆつりあたら(譲り与う)、やうし(養子)くまつる(熊鶴)丸二
ひこのくに(備後国)ちひのしやう(地毗庄)のうち、はら(原)の下むら(村)、たゝしもんでん(門天)をハのそ(除く、いよ(伊予)のにしむらのうち、はんのやのいちしき(半矢一色)のちとうしき(地頭職)、(中略)はわきのくに(伯耆国)うたかわのしやう(宇多河庄)のうち、くもんみやう(公文名)のやしき(屋敷)・てんはく(田畑)さかみのくに(相模国)はやかわのしやう(早河庄)のうちのた(田)四反小・やしき箇所(以下略)

参考資料

・鳥取県『新鳥取県史資料編 古代中世1 古文書編 下』99頁、159頁(2015年)

★の写真は教育活動以外での無断利用や転載を禁止します。